

中国日本商会会費規程

1980年12月10日総会決議
1984年4月9日総会決議一部追加
1985年4月6日総会決議一部
1986年4月5日総会決議一部改正
1988年4月16日総会決議一部
1989年4月5日総会決議一部
1990年4月24日総会決議一部改正
1991年4月13日総会決議一部改正
1994年4月8日総会決議一部改正
1996年4月5日総会決議一部改正
1997年4月11日総会決議一部改正
2001年4月19日総会決議一部改正
2004年4月22日総会決議一部改正
2006年4月20日総会決議一部改正
2011年4月18日総会決議一部改正
2012年4月18日総会決議一部改正
2014年4月21日総会決議一部改正
2015年4月23日総会決議一部改正

中国日本商会（以下「日本商会」という）定款第25条第2項に規定する入会金及び会費は、以下の会員区分に基づき下記の通りとする。

- ・法人(団体)会員（第5条第1項第1号及び第2号に該当する者）
- ・市外法人(団体)会員（第5条第1項第3号及び第4号に該当する者）
- ・個人会員（第5条第1項第5号に該当する者）
- ・賛助会員（第5条第2項に該当する者）

1. 入会金

(1)法人(団体)会員	300 元
(2)市外法人(団体)会員	300 元
(3)個人会員	100 元
(4)賛助会員	100 元

但し、(1)及び(2)の代表者の交替については入会金を徴収しない。

2. 会 費

- | | |
|-------------|---|
| (1)法人（団体）会員 | a. 年間基本会費 4,080 元 |
| | b. 法人規模会費（外国人就業証取得の日本人1人につき）年間 1,704 元。 |

但し、法人規模会費は 40 名を上限とする。

- (2)市外法人（団体）会員 年間 1,500 元
- (3)個人会員 年間 1,500 元
- (4)賛助会員 年間 1,500 元

3. 会費は、4 月から翌年 3 月までの 1 年分一括払いを原則とする。
年度の途中入会については、入会が承認された月から翌 3 月までの月数にて年間会費額を按分するものとする。
4. 複数の業種別部会に入会を希望する会員は、上記会員区分によらず、追加 1 部会当たり年間 600 元の会費を納入するものとする。
ただし、申し込み月が 10 月から翌 3 月までの場合は、300 元とする。
5. 日本商会理事会の決議により、必要に応じて臨時会費または特別会費をその都度徴収することができる。
6. 日本商会の役員に就任した者は、理事会関係費用を補填するため、下記の通りの特別会費を納入することとする。

- (1)会長、副会長 年額 8,000 元
- (2)その他の役員 年額 5,000 元

以 上